

令和5年度答申第4号
令和5年 8月31日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 井川 信子 印

個人情報の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和4年2月8日付け松市常第38号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和3年11月5日付け個人情報開示請求書により、松戸市長（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。以下「条例」という。）第10条の規定により、「〇〇〇支所での当方の職権消除の記録の文書」（以下「本件文書」という。）に係る個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、令和3年11月16日付け個人情報一部開示決定通知書により、審査請求人に対して、条例第11条の3第1項の規定に基づき、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月26日付け審査請求書により、松戸市長（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消し、請求対象文書の黒塗り部分のうち職権消除申出者の住所及び氏名を開示することを求める。

(2) 理由

審査請求人と故夫は、松戸市〇〇〇〇を住所地として登録しており、〇〇〇〇の両方に、夫婦として暮らしていた。

申出人は、代理人弁護士や審査請求人に一切連絡せずに、審査請求人の住民登録の職権消除の申出を行った。

そのため、審査請求人は、令和3年10月31日衆議院選挙において、選挙権の行使をできず、その権利について重大な侵害等があった。

また、住民記録を抹消され、住所不定の状態に陥られたことは不法行

為である。

松戸市〇〇〇の家屋土地の所有者は〇〇〇であり、同人が職権消除の申出人であることは明らかであり、確認のため、申出人の住所・氏名の開示を求める。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

本件処分において非開示としている部分は、審査請求人の職権消除事務に関し、申出人の住所、氏名、生年月日、連絡先、印影、聴取事項及び調査内容並びに関係人2名の氏名、調査内容である。

これらの情報は、それぞれの個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、それぞれの個人情報に該当し、審査請求人の個人情報に該当しない。

したがって、条例第10条第1項の規定(本人以外の情報)に該当する。

なお、仮に、審査請求人の個人情報に該当するとしても、非開示情報を公にすることにより、今後の職権消除に係る調査事務に関し、申出人及び関係人からの聴取や調査の協力を得られないおそれがあり、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあることから、条例第10条第3項第2号に該当する。

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする(第1条)。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個

個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

ここで個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいう（条例第2条第1号ア）。

(2) 開示請求の対象となる公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」（条例第2条第7号）をいう。

本件文書は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定に基づく住民の実態調査等に関する文書であり、住民基本台帳に関すること及び住民票に関することは、市民課の事務分掌であるため（松戸市事務分掌規則（平成25年松戸市規則第11号）第8条第2項）、組織共用文書に該当し、当該公文書に記録されている個人情報は、開示請求の対象となる。

(3) 個人情報の記録の開示請求について

条例は、個人情報の開示について、

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- (2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの
- (3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認められたもの」

と規定している。

条例第10条第1項は、公文書に記録されている個人情報の記録のうち、当該個人に関するものに限り、当該個人に開示請求権を認め、本人の権利利益を保護する手続的地位を保障している。

これは、自己情報のコントロールのため、市の機関が保有する自己の情報について、開示請求者が確認し、必要があれば、個人情報の訂正、利用停止等を求めることができるようにするためである。

同項は、括弧書きにおいて、当該個人のものに限り個人情報の記録の開示を請求できる旨を規定しているため、開示請求の対象となった公文書中に、第三者の個人情報の記録が含まれる場合には、当該第三者の個人情報の記録は、開示請求できない。

(4) 個人情報の一部非開示の適否について

ア 以上を踏まえ、本件文書について見ると、処分庁は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定に基づく住民の実態調査に係る申出書、誓約書、職権消除申出者の聴取事項書及び実態調査票を、一部開示としており、具体的には、職権消除申出者及び関係人2名の住所及び氏名等の情報並びに聴取事項及び実態調査の内容に関する情報を非開示箇所としているため、その適否について検討する。

イ 非開示箇所のうち、職権消除申出者及び関係人2名の住所及び氏名等の情報は、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当するため、条例第10条第1項括弧書きの規定により、原則として同条に基づく開示の対象にはならないものである。

ウ また、仮に、職権消除申出者及び関係人の住所及び氏名等の情報以外

の非開示とされた事項に審査請求人の個人情報に該当する点が含まれるとしても、申出者や関係人は、秘密が守られることを前提として市に協力をすることが通常と考えられる。聴取事項等が職権消除の対象者に開示される場合には、消除対象者からの報復や人間関係の悪化などを懸念する申出人や関係人からの協力を、市が得ることが困難になる蓋然性が高く、市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがあるものとして条例第10条第3項第2号に該当し、原則として非開示とすることが相当と認められる。

エ 以上のことからすると、本件文書のうち、職権消除申出者及び関係人2名の住所及び氏名等の情報並びに聴取事項及び実態調査の内容に関する情報をいずれも非開示とする処分庁の判断は、妥当である。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 2月 8日	諮問書の受理
令和 5年 7月26日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 5年 8月31日	第2回審議会（審議）